

# 令和7年度 観音寺市放課後児童クラブ利用申請のご案内

## 1. 申請受付について

◎配付期間 令和6年12月2日(月)～(土日祝日、年末年始(12月29日～1月5日)は除く)

◎受付期間 令和7年1月6日(月)～令和7年1月20日(月)(※土日祝日は除く)

※現在利用している方も、令和7年4月以降の利用を希望する場合は申請が必要です。

※長期休業期間(夏休み等)のみ利用を希望される場合や、年度途中で育休復帰予定の場合も、受付期間内に申請してください。年度途中でのお申込みはご希望に沿うことが難しくなります。

○受付場所 子育て支援課(市役所1階5番窓口) : 午前8時30分～午後5時15分

放課後児童クラブ各教室 : 午後2時00分～午後6時00分

○審査結果 令和7年3月上旬頃にお知らせします。(継続児は教室経由でお渡しする予定です。)

※承認通知書送付後に、家庭での保育が可能であると認められる場合や虚偽による申請が発覚した場合は、利用承認を取り消すことがあります。

## 2. 申請書類について (申請書等は、子育て支援課、各教室、ホームページにもあります)

申請時に必要な書類		内 容	
1	放課後児童クラブ利用承認申請書	児童1名につき 1枚提出	児童・同居家族全員について、詳しく記入してください。
2	①就労(予定)証明書	児童1名につき 1枚提出	○勤務先等で証明を受けてください。複数の就労先がある場合は全ての就労先で証明を取ってください。 ○自営・農林漁業等の方は、仕事内容・就労時間・勤務場所等を詳しく記入してください。 ○病気や障がいの場合:医師の診断書(領収書・お薬手帳の直近2回分でも可)や障がい者手帳等の写しを添付してください。
	②申立書 ※家庭保育が困難である理由を詳しく記入してください。	※同居家族(学生以外)・学校区内在住の祖父母が放課後に留守であることが証明できるものを提出してください。 ※兄弟姉妹で申請する場合は、児童1名分は原本、他の児童はコピーをして提出してください。	○看護(介護)をしている場合:看護(介護)が必要な方の介護保険被保険者証等の写しを添付してください。 ○学校へ通学している場合:在学証明書等の写しを添付してください。 ○妊娠中・産休中の場合:母子手帳の写し(表紙と出産予定日)を添付してください。
3	放課後児童クラブ調査票	児童1名につき 1枚提出	書類審査と児童が教室で生活する上で必要なものです。できるだけ詳しく記入してください。
4	放課後児童クラブ利用確認票	児童1名につき 1枚提出	確認事項を読んで必ずチェックしてください。

※ 1～4までの書類を全てそろえて提出してください。

### 3. 申請時の注意事項(よく読んでください)

- ① 必要書類をすべてそろえて提出してください。  
(就労証明書の提出が間に合わない、消えるボールペンで記入しているなど、不備がある場合は受付できませんのでご了承ください。)
- ② 利用希望児童数が多く、対象児童の要件を満たす方全員の利用を承認できない場合は、学年が低い児童・支援の必要性が高い児童を優先し、保護者の就労状況等により決定しますのでご了承ください。
- ③ 過年度の放課後児童クラブ保育料に兄弟姉妹の利用分も含めて未納・滞納がある場合は、受付できません。  
お支払い完了が確認できない限り、審査できませんのでご了承ください。
- ④ 受付期間(1月20日)を過ぎて申請される場合は、2次選考となり、ご希望に沿うことが難しくなります。
- ⑤ 申請後、申請内容に変更があった場合は、変更届が必要です。子育て支援課まで必ずご連絡をお願いします。
- ⑥ 放課後児童クラブの運営にご協力・ご理解いただけない場合、利用承認を取り消すことがあります。  
(児童の安全のため、「きまりごと」は多々あります。利用のしおりや掲示等で随時お知らせいたしますので、ご確認ください。)

### 4. 放課後児童クラブとは

観音寺市立小学校等に就学する児童で、放課後、保護者が仕事や病気などのために、昼間家にいない児童に適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図る事業です。宿題を行う習慣付けはしますが、塾のような学習指導は行いません。保護者が休日等で家庭保育が可能な日は、ご家庭でお子様との時間を大切にお過ごしくださいますようお願いいたします。

### 5. 利用できる児童

- ①保護者及び同居の親族、学校区内の親族が家事以外の仕事に従事している。
- ②保護者が病気、負傷、心身に障がいがあり、児童の保育が困難である。
- ③母親が出産予定である。(利用期間は、出産(予定)日の前後3ヶ月の計7カ月間とします。)
- ④近親者に難病・長期入院・心身に障がいがある方がいるため、常にその看護(介護)をしている。
- ⑤保護者等が児童の送り迎えができること。(必ず開設時間内に送迎してください。)

### 6. 開設時間及び休業日

- 利用期間：令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日)
- 開設時間：学校授業日(平日) 下校時から午後6時まで  
学校休業日(長期休業期間・土曜日) 午前8時から午後6時まで

※勤務の都合で午前8時の預かりが困難な場合、午前7時30分から受け入れますが待機場所としての扱いです。

※学校給食がない日は、お弁当が必要です。

※土曜日保育については、同居の保護者及び親族の方全員が勤務等で継続的に不在となる場合のみご利用できます。土曜日での利用申請はできません。また、長期休業中は各教室で開設しますが、長期休業以外は常磐なかとよし教室で開設します(全ての放課後児童クラブの児童が一緒に過ごします)。

- 休業日：日曜日、祝日、お盆(8月13日から8月16日)、年末年始(12月29日から翌年1月4日)  
子育て支援課が指定する日(台風や感染症により学校が休校となった日等)

## 7. 保育料等

### ① 保育料

利用月等	保育料(児童1人分)
4～7月・9～3月	5,000円/月
8月	10,000円/月
土曜日	500円/日

※長期休業期間のみの利用、授業のある日のみ利用の場合(4月・7月・12月・1月・3月)の保育料は、別設定です。詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

※口座振替のお手続きをお願いしております。振替日は利用月の月末日です。(月末日が土日祝日の場合は、翌営業日となります。)

※生活保護世帯やひとり親家庭等で、所得が一定の基準以下の世帯は、保育料の減免制度があります。継続利用の場合も、毎年度申請が必要です。(スポーツ安全保険料や運営費は免除になりません。)

※利用を休止したい場合や、中止したい場合は事前に届出が必要です。「変更届」「中止届」等の提出がない場合は、利用がなくても保育料が発生します。また、欠席等に応じた日割り計算(返金)は行いません。

### ② 傷害保険料(スポーツ安全保険料)

指定する傷害保険(スポーツ安全保険 年額 800 円)に必ず加入してください。

初回の保育料と一緒に口座振替となります。

※小学校やスポーツ少年団等で加入する傷害保険とは異なります。

### ③ 運営費

おやつ代、イベント代、消耗品代として、月額 1,000 円を教室にて徴収します。(毎月)

## 8. 実施場所

見学できますので、  
お子様と一緒にお願いします。



教室名	開設場所	
観音寺第1なかよし教室	観音寺町甲2558番地1	観音寺小学校内
観音寺第2なかよし教室	観音寺町甲2580番地9	三豊・観音寺市医師会跡
高室なかよし教室	高屋町1895番地	旧高室幼稚園
常磐なかよし教室	植田町362番地1	常磐幼稚園跡
柞田第1なかよし教室	柞田町乙1000番地1	柞田小学校内
柞田第2なかよし教室	柞田町丙1529番地甲1	柞田幼稚園跡
豊田なかよし教室	新田町1413番地	豊田小学校内
栗井なかよし教室	栗井町1452番地	栗井小学校内
大野原第1・2なかよし教室	大野原町大野原1905番地	大野原小学校内
豊浜第1・2にじ教室	豊浜町和田浜1000番地	豊浜小学校内

観音寺、柞田、大野原、豊浜の教室については、受け入れ人数や学年等によりクラス分けをさせていただきます。前年度とは別の教室になる場合もあります。個々のご希望に添いかねますので、あらかじめご了承ください。

※一ノ谷なかよし教室については、観音寺市社会福祉協議会(☎25-7773)にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 子育て支援課 放課後児童クラブ担当 ☎ 0875-23-3962